

＝新型コロナウイルス感染症に関する情報について＝

栗島浦村からのお願い

村民の皆さま
来島される皆さま

日頃より、本村における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

全国の新規感染者数は1月中旬以降減少傾向にありますが、2月中旬以降は減少スピードが鈍化しており、政府は、以下の区域を対象に「緊急事態宣言」を延長して発令しています。また、新潟県では独自の「警報」を引き続き発令し、注意を呼び掛けています。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発出されています。
国民のみなさまにおかれましては、感染拡大の防止にご協力をお願いします。

緊急事態措置の実施期間	令和3年3月21日まで
緊急事態措置の実施区域	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県	栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

本村でも県の方針に従い、下記の3点につきまして、特に注意して行動していただきますよう、お願いいたします。

- [1] 感染拡大が見られる他都道府県との往来（出張、帰省等）は、さらに慎重に判断し、極力控える。
- [2] 普段、顔を合わせない人との飲み会・食事会は、極力控える。
- [3] 飲食を伴うイベント等は、感染防止対策を徹底する。
 - ・体調が悪い場合は参加しない
 - ・人数を絞る
 - ・短時間で行う
 - ・配置を工夫して距離をとる
 - ・マスク、手指消毒、換気の徹底

村独自の対策としましては、下記の3点につきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

全ての都道府県からの観光を目的とする来島自粛を要請

「緊急事態宣言」や「警報」が発令されていることを鑑みて、引き続き3月21日までの間、全ての都道府県からの観光を目的とする来島の自粛を要請します。

なお、仕事で来島される場合は島内の仕事発注者から、帰省の場合は本人または島内の家族から、必ず宿・乗船の予約をしていただくよう、ご協力をお願いします。

健康記録票での体調管理の徹底

村民の皆さまは毎日、仕事や帰省で来島される皆さまは2週間前からの健康記録を徹底していただき、水際対策として、定期船に乗船される際は、待合室にいる検温係へ健康記録票を提出してください。

体温が37.5度を超える方、息苦しさやだるさのある方、味がしない・匂いがしない等、身体の不調を感じる場合は、出勤・登校・登園等を控え、人と会う前に、すぐに診療所まで電話でご相談ください。

新しく村民になる方への周知

3月、4月は、島内への人の出入りが多い季節となります。

新しく村民になる方への対策として、来島2週間前からの健康記録の徹底、身体に不調を感じる場合は来島の延期、来島前のPCR検査の要請等、お互いに安心して生活ができるよう、各職場・各ご家庭において周知していただきますよう、ご協力をお願いします。

対策内容について、判断に困る場合は、役場までご相談ください。

診療所では、万が一、島内で感染症が発生した場合に備えて出来る限りの対応を準備しています。感染症を持ち込まない、持ち込まれたとしても感染を広げない、感染症での死者を出さない為に、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年3月8日

栗島浦村長 本 保 建 男

栗島浦村新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局（栗島浦村保健福祉課） TEL0254-55-2111

※3月21日以降の方針につきましては、対策本部会議で決まり次第、改めてお知らせいたします。